

了鳥取県公報

平成18年3月14日(火) 第7769号

毎週火·金曜日発行

次 目

告	示	土地改良区の役員の就任 (135) (中部総合事務所農林局)	1
		土地改良区の役員の就退任 (136) (")	1
		土地改良区連合の役員の退任 (137) (″)	2
		開発行為に関する工事の完了 (138) (西部総合事務所県土整備局)	2
		知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出	
		(139) (東部福祉保健局)	2
		指定居宅サービス事業者の指定 (140) (")	3
		指定居宅介護支援事業者の指定(141)(〃)	3
		指定居宅サービス事業者の廃止 (142) (")	3
		都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (143) (景観まちづくり課)	4
		大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (144) (経済交流課)	4
公	告	平成17年度後期技能検定の合格者 (労働雇用課)	6
		鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課)	10
		鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (")	11
調達么	公告	落札者の決定 (警察本部会計課)	11

4	
吉	示
\vdash	۱ ۱ ۱

鳥取県告示第135号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が 就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年3月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

就任した役員の氏名及び住所

理 事 濱本孝明 東伯郡北栄町妻波1460-7 平成18年3月7日就任 任期平成19年4月6日まで

鳥取県告示第136号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退 任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年3月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 山 正 雄 東伯郡湯梨浜町大字上浅津203 - 2

平成17年12月15日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 西村雅俊 東伯郡湯梨浜町大字上浅津543

平成18年3月2日就任 任期平成20年3月7日まで

鳥取県告示第137号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり 東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第 17項の規定により告示する。

平成18年3月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 米 田 義 人 東伯郡琴浦町大字大杉637

平成18年3月3日退任

鳥取県告示第138号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により 告示する。

平成18年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 開発許可の年月日及び番号

平成17年12月9日 鳥取県指令第200500099228号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字日吉津323

石原 芳明

鳥取県告示第139号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月14日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活 支援事業を行う事業 所の名称	知的障害者居宅生 活支援事業を行う 事業所の所在地	知的障害者居 宅支援の種類	変更年月日	
社会福祉法人	鳥取市晩稲40 -	ウィズユースマイル	鳥取市徳尾151 -	地域生活援助	平成18年3月1日	
ウィズユー	1		13			
"	"	ウィズユーチェリー	"	"	n.	
"	"	ウィズユープリウス	鳥取市湖山町北二 丁目836		"	
"	"	ウィズユーステップ	鳥取市賀露町南一 丁目 7 - 10		II .	

鳥取県告示第140号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定した ので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月14日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名 (名称及び代 表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)		居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地		指定年月日
有限会社 ポエム	鳥取市松原594	デイサービスセン	鳥取市松原594-	通所介護	平成18年3月1日
代表取締役	- 2	ターもみじ庵	2		
長本理恵					

鳥取県告示第141号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月14日

鳥取県東部福祉保健局長伊藤芳 子

氏名 (名称及び代表	住所 (主たる事務所	居宅介護支援事業を	居宅介護支援事業を	指定年月日
者の氏名)	の所在地)	行う事業所の名称	行う事業所の所在地	11年十月口
有限会社 ポエム	鳥取市松原594 - 2	ケアプランセンター	鳥取市松原594 - 2	平成18年3月1日
代表取締役		もみじ庵		
長本理恵				

鳥取県告示第142号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス

事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月14日

鳥取県東部福祉保健局長 伊藤芳子

氏名 (名称及び代 表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)		居宅サービス事業 を行っていた事業 所の所在地		廃止年月日
社会福祉法人あす	鳥取市川端四丁	高草あすなろデイ	鳥取市大桷330	訪問入浴介	平成17年4月30日
なろ会	目115	サービスセンター		護	
理事長 濱崎芳宏					

鳥取県告示第143号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 都市計画の種類及び名称鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道
- 2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第144号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト米子店

米子市新開二丁目1321 - 1、1322 - 1、1322 - 2、1323、1325 - 1、1326 - 4、1327 - 2から1327 - 4まで、1328、1329、1330 - 1

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 1,473㎡

変更後 2,260㎡

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

ਨਾ।

- (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
- (イ) 収容台数 変更前 90台

变更後 118台

- イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 10台

変更後 15台

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (年間120日間は、午後9時)

变更後 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後8時30分 (年間120日間は、午後9時30分) まで変更後 午前9時30分から午後9時30分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 変更前 3か所

変更後 2か所

- (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日

平成18年10月24日

4 届出年月日

平成18年2月23日

- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに 代表者の氏名

株式会社サンキュー高島屋 福井県福井市順化二丁目26-23 代表取締役 柴田 清一郎

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 40㎡
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 90㎡
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成18年3月14日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。

公 告

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により実施した平成17年度後期技能検定の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善博

1 特級技能検定合格者

仕上げ

B 0001

紳士服製造

C 0001

2 1級技能検定合格者

さく井

ロータリー式さく井工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0008

鍛造

ハンマ型鍛造作業

A甲0001 A甲0002 C 0001 C 0002

プレス型鍛造作業

C 0001

機械加工

数値制御フライス盤作業

D 0001

建築板金

内外装板金作業

D 0001

機械保全

機械系保全作業

A甲0008 A甲0020 B0007 C0005

機械保全

設備診断作業

農業機械整備

農業機械整備作業

A甲0007 B0001 B0003

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0022 B 0003 B 0006 B 0009 B 0010 B 0011 B 0013 B 0014 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005 C 0006

C0002 C0003 C0004 C0

建築大工

大工工事作業

A 甲0003 A 甲0004 A 甲0006 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 B 0002 B 0003 B 0004 C 0001 C 0002 C 0003 C 0005 C 0006 C 0007 C 0008 C 0009

かわらぶき

かわらぶき作業

A甲0003 B0002

配管

建築配管作業

A甲0002 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0013
A甲0014 A甲0016 A甲0020 A甲0022 A甲0023 A甲0024
A甲0026 A甲0027 A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0035
A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0042 A甲0043 A甲0045
A甲0046 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0052 A甲0053
A甲0057 A甲0060 A甲0061 B0002 B0005 B0006 B0007
C0001 C0002 C0003 C0006 C0007 C0008 C0012
C0016 C0018 C0021 C0023 C0024 C0025 C0027
プラント配管作業

C 0002

型枠施工

型枠工事作業

C 0001

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0011 B 0001 B 0002

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

A 甲0002

防水施工

ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

D 0001

```
合成ゴム系シート防水工事作業
      C 0001 C 0002
     塩化ビニル系シート防水工事作業
      C 0002
     シーリング防水工事作業
      D 0001
     改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
      D 0001
   内装仕上げ施工
     ボード仕上げ工事作業
      D 0001
   ガラス施工
     ガラス工事作業
      A甲0001 B0001
   機械・プラント製図
     機械製図CAD作業
      A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0008 B0001 C0003
      D 0001
   塗装
     鋼橋塗装作業
      A甲0005 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006
      C0007 C0008 C0009 C0010 C0011
3 2級技能検定合格者
   鍛造
     ハンマ型鍛造作業
      A甲0001 A甲0002 B0002 C0001
     プレス型鍛造作業
      A 甲0001
   ロープ加工
     ロープ加工作業
      A 甲0004
   機械検査
     機械検査作業
      C 0003
   機械保全
     機械系保全作業
      A甲0019 A甲0022 A甲0025 A甲0027 B0001 B0005
      B 0012 B 0013 B 0014 B 0018 B 0025 B 0026 C 0002
      C0003 C0005 C0008 C0009 C0012 C0013 C0021
     電気系保全作業
      A甲0001 A甲0002 B0001 C0001 C0002 C0009
     設備診断作業
      C0001 C0003 C0005 C0006 C0009
```

農業機械整備

農業機械整備作業

A 甲0003 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0014 A 甲0016 B 0002 B 0003

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A 甲0003A 甲0007A 甲0011A 甲0012A 甲0013A 甲0014A 甲0015A 甲0018A 甲0021A 甲0023A 甲0024A 甲0028A 甲0031A 甲0032A 甲0033A 甲0034B 0004B 0006

石材施工

石積み作業

A甲0002 A甲0004 A甲0005 B0001

建築大工

大工工事作業

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 C 0001 C 0002 D 0001 D 0002 D 0003 D 0004 D 0005

かわらぶき

かわらぶき作業

B 0001 B 0002

配管

建築配管作業

A 甲0003 A 甲0006 A 甲0008 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0020 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0027 A 甲0028 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0031 A 甲0032 A 甲0036 B 0001 B 0002 B 0003 B 0004 B 0005 B 0006 B 0007 B 0008 C 0001 C 0003 C 0004 C 0005 C 0008 C 0011 C 0012 C 0013 C 0014 C 0015 C 0016 C 0017 C 0018 C 0020 C 0023

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

A甲0001 A甲0002 B0001

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

A 甲0001

ガラス施工

ガラス工事作業

A 甲0002

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0006 B0001

塗装

鋼橋塗装作業

A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0016 B 0001 B 0002 B 0003 B 0004 C 0001 C 0004

C 0005 D 0001 D 0002

4 3級技能検定合格者

建築大工

大工工事作業

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

A 甲0008 A 甲0009 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013

配管

建築配管作業

A 甲0002

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例 (平成15年鳥取県条例第72号) 第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長渡辺哲二

氏名 (名称及び	住所 (主たる事		認可の内容		
代表者の氏名)	務所の所在地)	採石場の所在地	採取をする岩石	物司の期間	認可年月日
		及び面積	の種類及び数量	認可の期間	
有限会社松建工	鳥取市津ノ井	鳥取市細見字砂	花崗岩 (26,592.	平成18年 2 月27日	平成18年 2 月27日
業	610	田ノ二653 - 1	00立方メートル)	から平成21年2月	
代表取締役		外3筆		26日まで	
松川敏之		(25,821.12平方			
		メートル)			

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例 (平成15年鳥取県条例第72号) 第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名 (名称及	住所 (主たる	採取場の所在			認可の内容		
び代表者の氏	事務所の所在	地及び面積	認可の期間	変更事項	変更前の内	変更後の内	認可年月日
名)	地)			友 史爭坦	容	容	
有限会社國本	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	平成16年 9	採石場の	八頭郡智頭	八頭郡智頭	平成18年 2
建設	大字智頭1804	大字南方字井	月27日から	所在地	町大字南方	町大字南方	月8日
代表取締役	- 18	ノ谷1400外 9	平成21年 9		字井ノ谷	字井ノ谷	
國本邦臣		筆	月26日まで		1400外8筆	1400外 9 筆	
		(9,487.41 平					
		方メ - トル)					
			l				l i

	採石場の	8,786.68 平	9,487.41 平
	面積	方メートル	方メートル
	採取をす	13,778立方	40,168立方
	る岩石の	メ・トル	メ - トル
	数量		

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第20条第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名 (名称及	住所 (主たる	採取場の所在			認可の内容		
び代表者の氏	事務所の所在	地及び面積	認可の期間	変更事項	変更前の内	変更後の内	認可年月日
名)	地)			女 丈爭坦	容	容	
有限会社相互	鳥取市湖山町	鳥取市気高町	平成16年 1	認可の期	平成16年 1	平成16年 1	平成18年 2
商事	北三丁目468	大字浜村字西	月23日から	間	月23日から	月23日から	月21日
代表取締役		濱783 - 307外	平成18年12		平成18年 1	平成18年12	
千馬幹男		4筆	月31日まで		月22日まで	月31日まで	
		(9,946.65 平					
		方メ - トル)					

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善博

1 調達件名及び数量 鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給

使用予定電力量 (供給期間総計) 6,759,000キロワット時 (夜間使用予定電力量 69,000キロワット時を含む。)

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成18年2月22日

4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社鳥取営業所

鳥取市新品治町1-6

5 落 札 金 額 年額95,290,413円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成18年1月13日

12	平成18年	3月14日	火曜日	鳥耳	又県	公	報	第7769号	
7	落札	方 式	最低価格落札	方式					
8	契約事務担当	当部局の名称	7 鳥取県警察本	部警務	部会計	·課			
).	及び所在地		鳥取市東町-	·丁目27	71				

平成18年3月14日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第7769号	13

l

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成18年度上半期(平成18年4月から同年9月まで)において鳥取県公報の購読(半年間を通じての定期購 読を原則とします。) を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成18年 3 月24日までに鳥取市 東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金 (1部月額 2,200円。半年間総額 13,200円) については、後日送付する納入通知書により納 入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥取県公報購読申込書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所 申 込 者 氏 名

(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)

電話番号

記

購読期間	年	月から 年	月まで
購読部数		赔	
送 付 先			

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

購読期間は、原則として「平成18年4月から同年9月まで」としてください。